

川村三千代議員に対する処分要求の件

令和2年6月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌文 様

宿毛市議会議員 川 田 栄 子

処 分 要 求 書

6月17日の議会運営委員会において下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により戒告の処分を要求します。

記

1 侮辱を与えた者の氏名

川村 三千代 議員

2 侮辱の事実又は事情

- ① 言葉の削除の重みに見識がある方に対してはよいが、重みのわからない発言者にその言葉は通じない。
- ② 宮崎、ロサンゼルス・・・、聞きよって恥ずかしかった。
よう知っちよる思っって恥ずかしかったろう。笑い。